

財関第944号  
平成24年9月19日

(各) 稅関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 稲垣 光隆

### 関税法基本通達等の一部改正について

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成24年10月1日（月）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、下記第3に掲げる税関様式のうち税関様式C第5060号、税関様式C第5080号及び税関様式C第5081号については、この通達の実施の際、現に存するこの通達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用して差し支えない。

#### 記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

#### （I 税関様式の一部改正）

税関様式C第5060号を別紙3-1のように、税関様式C第5080号を別紙3-2のように、税関様式C第5081号を別紙3-3のように、税関様式C第5090号を別紙3-4のように、税関様式C第5091号を別紙3-5のように、税関様式C第5140号を別紙3-6のように、税関様式C第5608号を別紙3-7のように、税関様式C第5612号を別紙3-8のように、税関様式C第5614号を別紙3-9のように、税関様式C第5634号を別紙3-10のように、税関様式C第5766号を別紙3-11のように、税関様式C第5804号を別紙3-12のように、税関様式C第5808号を別紙3-13のように、税関様式C第5811

号を別紙3-14のように、税関様式C第5812号を別紙3-15のように、税  
関様式C第5813号を別紙3-16のように、税関様式C第5824号を別紙3-  
17のように、税関様式C第5834号を別紙3-18のようにそれぞれ改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を  
次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ  
るよう改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）  
の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ  
るよう改める。